

## 中間見直し後の事業一覧

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |        | 事業名                      | 事業内容  | 担当課      | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|----------|-------------------------|------|----------|--------|--------------------------|---|----------|----|--------------------|----|----|----|----------|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 |                          |   |          |    |                    |    |    |    |          |
| 1        | 1                       | I    | 1        | ①      | 子育て体験学習の推進               | 幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。  | 教育庁学習指導課 |    |                    |    |    |    | ○        |
| 2        |                         | I    | 1        | ①      | 心の教育推進<br>キャンペーン<br>(再掲) | 【廃止理由】Ⅱ-5-③道徳教育推進プロジェクト事業に統合したため。   | 教育庁学習指導課 | ○  | Ⅱ-5-③              |    |    |    | ○        |
| 3        | 2                       | I    | 1        | ①      | 思春期保健相談事業                | ○思春期保健講演会の開催<br>思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の身体や性、食生活、こころの問題、喫煙防止等に関する知識の普及・啓発を図る。<br>○思春期保健相談の実施<br>心身の様々な問題を抱える思春期の子どもと保護者を対象に精神科医師や公認心理師等による相談を実施する。  | 児童家庭課    |    |                    |    |    |    | ○        |
| 4        |                         | I    | 1        | ①      | 妊娠SOS相談<br>事業(再掲)        | 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。  | 児童家庭課    | ○  | I-2-①              |    |    |    | ○        |
| 5        | 3                       | I    | 1        | ①      | 青少年を対象とするエイズ対策講習会の開催     | 青少年を対象にした性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。  | 疾病対策課    |    |                    |    |    |    | ○        |
| 6        | 4                       | I    | 1        | ①      | DV防止・被害者支援対策             | DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により、民間支援団体や企業等と連携して相談窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。 | 児童家庭課    |    |                    |    |    |    | ○        |
| 7        | 5                       | I    | 1        | ②      | 若者と一緒に考える地域活性化セミナー       | 人口減少の影響について理解を深め、ライフデザインを考えるきっかけとすることで、若者が地域に定住することや地域で活躍することを考えるきっかけとしてもらうため、大学の近隣自治体職員と連携し、セミナーを県内の大学等において開催する。   | 政策企画課    |    |                    |    | ○  |    |          |
| 8        | 6                       | I    | 1        | ②      | 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援    | 若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。   | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 9        |                         | I    | 1        | ②      | 子育て応援！<br>チーパス事業<br>(再掲) | 子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。   | 子育て支援課   | ○  | Ⅲ-8-⑤              |    |    | ○  |          |
| 10       | 7                       | I    | 1        | ②      | 特定不妊治療費<br>助成事業          | 【廃止理由】不妊治療が保険適用となったため。  | 児童家庭課    |    |                    |    |    |    | ○        |
| 11       | 8                       | I    | 1        | ②      | 不妊・不育相談<br>事業            | ○不妊・不育相談<br>不妊や不育(以下不妊等)に悩む方を対象に不妊等に関する医療面・精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。<br>○不妊相談従事者研修会の開催<br>健康福祉センター(保健所)等で治療費助成業務や相談業務に従事している職員に知識の普及を図るため研修会を開催する。<br>○不妊講演会の開催<br>一般県民向け講習会を開催する。           | 児童家庭課    |    |                    |    |    |    | ○        |
| 12       | 9                       | I    | 1        | ③      | 子ども・若者育<br>成支援推進事業       | 「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援策を検討する。また、「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」を設置し、専門相談員による電話相談等を実施する。  | 県民生活課    |    |                    |    | ○  |    |          |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |        |                      | 事業名               | 事業内容   | 担当課      | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|--------|----------------------|-------------------|--|----------|----|--------------------|----|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 | 頁                    |                   |  |          |    |                    |    |    |    |          |   |
| 13       | 10                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | ひきこもり地域支援センター事業   | 「ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援（アウトリーチ）を必要に応じて行うことにより、ひきこもり本人の自立を促し、家族の支援を行う。   | 障害者福祉推進課 |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 14       | 11                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | キャリア教育推進事業        | 学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座「千葉県夢チャレンジ体験スクール」を開設したり、子どもが保護者等の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施するなど、子ども一人ひとりの勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 | 教育庁生涯学習課 |    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 15       | 12                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | 高校生インターンシップ推進事業   | 高等学校において、近隣の事業所等での就業体験（インターンシップ）を通じて、実際の知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。  | 教育庁学習指導課 |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 16       | 13                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | ジョブカフェちば事業        | ジョブカフェちばを設置・運営し、専門のキャリアカウンセラーが一貫した就労支援を行うとともに、関係機関の連携によりセミナーや若者と企業との交流イベントなどを実施する。   | 雇用労働課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 17       | 14                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | 地域若者サポートステーション事業  | 個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。  | 雇用労働課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 18       | 15                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | 県立高等技術専門校の設置・運営事業 | 県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。   | 産業人材課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 19       | 16                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | 離職者等再就職訓練事業       | 就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練（デュアルシステムを含む）を実施する。  | 産業人材課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 20       | 17                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | 「未来の名工」チャレンジ事業    | 若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象に高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。  | 産業人材課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 21       | 18                      | I    | 1        | ③      | 若者の自立・就労支援           | 消費者教育啓発事業         | 若者等の消費者被害を防止し、消費者としての自立を支援するため、消費者問題に係る情報提供や、消費者教育教材等の作成・配布を行うとともに、消費者自立支援講座を実施する。   | くらし安全推進課 |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 22       | 19                      | I    | 2        | ①      | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 | 子育て世代包括支援センター支援事業 | ○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修<br>子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。   | 児童家庭課    |    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 23       |                         | I    | 2        | ①      | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 | 出産後の訪問支援の強化（再掲）   | 生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。   | 児童家庭課    | ○  | II-6-②             |    |    |    |          | ○ |
| 24       |                         | I    | 2        | ①      | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 | 母子保健指導事業（再掲）      | 県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。  | 児童家庭課    | ○  | II-4-②             |    |    |    |          | ○ |
| 25       | 20                      | I    | 2        | ①      | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 | 妊娠SOS相談事業         | 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。   | 児童家庭課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 26       | 21                      | I    | 2        | ①      | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 | 出産・子育て応援交付金事業     | 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。   | 児童家庭課    |    |                    | ○  |    |    |          |   |
| 27       |                         | I    | 2        | ②      | 安心して妊娠・出産できる環境づくり    | 母子保健指導事業（再掲）      | 県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。  | 児童家庭課    | ○  | II-4-②             |    |    |    |          | ○ |
| 28       | 22                      | I    | 2        | ②      | 安心して妊娠・出産できる環境づくり    | 乳幼児突然死症候群の周知      | 乳幼児突然死症候群対策強化月間である11月に、病院、市町村、児童福祉施設等に周知・啓発を実施する。  | 児童家庭課    |    |                    |    |    |    |          | ○ |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                         | 事業内容  | 担当課        | 再掲 | 本掲場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|-----------------------------|---|------------|----|--------------------|----|----|----|----------|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                             |   |            |    |                    |    |    |    |          |
| 29       |                         | I    | 2        | ②           | 妊娠SOS相談<br>事業(再掲)           | 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。                      | 児童家庭課      | ○  | I-2-①              |    |    |    | ○        |
| 30       | 23                      | I    | 2        | ②           | 周産期母子医療<br>センター運営事<br>業     | 周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。  | 医療整備課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 31       | 24                      | I    | 2        | ②           | 母体搬送コー<br>ディネート事業<br>の実施    | リスクの高い分娩等が緊急に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターで受け入れ可能な医療機関情報を収集し、医療機関からの照会に応じて母体の受け入れ先の調整を行う。                                      | 医療整備課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 32       | 25                      | I    | 2        | ②           | 医師修学資金貸<br>付制度              | 安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。   | 医療整備課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 33       | 26                      | I    | 2        | ②           | 千葉県ジョブサ<br>ポートセンター<br>事業    | 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に結婚・出産・子育て等で離職し再就職を希望する女性を対象として、就労相談やセミナー等の開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援を実施する。                            | 雇用労働課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 34       |                         | I    | 2        | ②           | 離職者等再就職<br>訓練事業(再掲)         | 就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練(デュアルシステムを含む)を実施する。   | 産業人材課      | ○  | I-1-③              |    |    |    | ○        |
| 35       | 27                      | I    | 2        | ③           | 子ども医療費助<br>成事業              | 子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。   | 児童家庭課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 36       | 28                      | I    | 2        | ③           | 医療費助成等の<br>情報提供             | 医療費助成事業について、ホームページや母子手帳別冊などで情報提供する。   | 児童家庭課      |    |                    |    | ○  |    |          |
| 37       | 29                      | I    | 2        | ③           | 小児慢性特定疾<br>病医療支援事業          | 児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた16疾患群について国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を図る。  | 疾病対策課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 38       | 30                      | I    | 2        | ③           | 結核児童療育医<br>療事業              | 結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。   | 児童家庭課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 39       | 31                      | I    | 2        | ③           | 児童手当制度の<br>実施               | 次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等に手当を支給する。   | 子育て支援課     |    |                    |    |    |    | ○        |
| 40       | 32                      | I    | 2        | ③           | 千葉県高等学校<br>等授業料減免制<br>度     | 経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。  | 教育庁財務課     |    |                    |    |    |    | ○        |
| 41       | 33                      | I    | 2        | ③           | 千葉県公立高等<br>学校専攻科修学<br>支援金事業 | 経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。  | 教育庁財務課     |    |                    | ○  |    |    |          |
| 42       | 34                      | I    | 2        | ③           | 千葉県私立高等<br>学校等授業料減<br>免事業   | 経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。   | 学事課        |    |                    |    |    |    | ○        |
| 43       | 35                      | I    | 2        | ③           | 千葉県私立高等<br>学校入学金軽減<br>事業    | 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。   | 学事課        |    |                    |    |    |    | ○        |
| 44       | 36                      | I    | 2        | ③           | 千葉県高等学校<br>等奨学のための<br>給付金事業 | 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。   | 学事課・教育庁財務課 |    |                    |    |    |    | ○        |
| 45       | 37                      | I    | 2        | ③           | 私立学校経常費<br>補助事業             | 私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。   | 学事課        |    |                    |    |    |    | ○        |
| 46       | 38                      | I    | 2        | ③           | 実費徴収に係る<br>補正給付を行う<br>事業    | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等又は幼稚園における副食費に要する費用を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。 | 学事課・子育て支援課 |    |                    |    |    |    | ○        |
| 47       | 39                      | I    | 2        | ③           | 千葉県奨学資金<br>の貸付け制度の<br>実施    | 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。  | 教育庁財務課     |    |                    |    |    |    | ○        |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |        | 事業名                   | 事業内容   | 担当課  | 再掲    | 本掲場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|--------|-----------------------|--|--|-------|--------------------|----|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 |                       |  |  |       |                    |    |    |    |          | 頁 |
| 48       | 40                      | I    | 2        | ③      | 生活福祉資金<br>(教育支援資金)の貸付 | 低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。  | 健康福祉指導課  |       |                    |    |    |    | ○        |   |
| 49       |                         | I    | 2        | ③      | 出産・子育て応援交付金事業<br>(再掲) | 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。   | 児童家庭課  | ○     |                    | ○  |    |    |          |   |
| 50       | 41                      | I    | 2        | ③      | 子育てのための施設等利用給付        | 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。   | 学事課・子育て支援課   |       |                    |    |    |    | ○        |   |
| 51       | 42                      | I    | 2        | ③      | 公立学校給食費無償化事業          | 子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 | 教育庁保健体育課   |       |                    | ○  |    |    |          |   |
| 52       | 43                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 母子生活支援施設の入所  | 配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。  | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 53       | 44                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 母子・父子自立支援員による相談の実施   | 母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。   | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 54       | 45                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | ひとり親家庭等生活向上事業  | ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。   | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 55       | 46                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | ひとり親家庭等日常生活支援事業  | ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。  | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 56       | 47                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 子育て短期支援事業  | 保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。  | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 57       | 48                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 児童扶養手当の支給  | 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。   | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 58       | 49                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 母子父子寡婦福祉資金の貸付の実施   | 母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各种資金を無利子又は低利で貸し付ける。   | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 59       | 50                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | ひとり親家庭等医療費等助成事業  | ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。   | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 60       | 51                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 母子家庭等自立支援給付金事業   | ひとり親の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。  | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 61       | 52                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業   | 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付けを行う。   | 児童家庭課 |                    |    | ○  |    |          |   |
| 62       | 53                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | 母子家庭等就業・自立支援センター事業   | 母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介、就業に結びつく可能性が高い資格等を習得するための講習会の開催、専門の相談員による養育費等に係る個別相談、別居親と子どもの面会交流援助等を実施する。   | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 63       | 54                      | I    | 2        | ④      | ひとり親家庭等の自立支援の推進       | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業   | 修学を容易にし、ひとり親の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行うとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付けを行う。 | 児童家庭課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 64       | 55                      | I    | 3        | ①      | ワーク・ライフ・バランスの推進       | 働き方改革の推進   | セミナー等の開催により、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての企業の意識啓発を図るとともに、働き方改革アドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援する。   | 雇用労働課 |                    |    |    | ○  |          |   |
| 65       | 56                      | I    | 3        | ①      | ワーク・ライフ・バランスの推進       | 働き方改革に取り組む企業の登録制度  | ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図る。  | 雇用労働課 |                    |    |    |    |          | ○ |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                | 事業内容  | 担当課  | 再掲   | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|--------------------|---|--|--|--------------------|----|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                    |   |  |  |                    |    |    |    |          |   |
| 66       | 57                      | I    | 3        | ①           | 労働大学講座の開催          | 県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。                      | 雇用労働課  |  |                    |    |    |    | ○        |   |
| 67       | 58                      | I    | 3        | ①           | ワーク・ライフ・バランスの推進    | 高校生向けに実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供する。  | 雇用労働課  |  |                    |    |    |    | ○        |   |
| 68       | 59                      | I    | 3        | ①           | ワーク・ライフ・バランスの推進    | 県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進を図る。   | 雇用労働課  |  |                    |    |    |    | ○        |   |
| 69       | 60                      | I    | 3        | ②           | 男女が協力して子育てできる環境づくり | 県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。                    | 男女共同参画課  |  |                    |    |    |    | ○        |   |
| 70       | 61                      | I    | 3        | ②           | 男女が協力して子育てできる環境づくり | 労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。 | 男女共同参画課  |  |                    |    |    |    | ○        |   |
| 71       | 62                      | I    | 3        | ②           | 男女が協力して子育てできる環境づくり | 千葉県男女共同参画推進連携会議   | 職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実施する。  | 男女共同参画課  |                    |    |    |    |          | ○ |
| 72       | 63                      | I    | 3        | ②           | 男女が協力して子育てできる環境づくり | 男女共同参画センターフェスティバル及びネットワーク会議の開催  | 男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、男女共同参画の推進に主体的に取り組む民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運の醸成を目的として、センターフェスティバル及びネットワーク会議を開催する。   | 男女共同参画課  |                    |    |    |    |          | ○ |
| 73       | 64                      | I    | 3        | ②           | 男女が協力して子育てできる環境づくり | 男女共同参画センターにおける学習研修事業  | 男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。   | 男女共同参画課  |                    |    |    |    |          | ○ |
| 74       | 65                      | II   | 4        | ①           | 小児医療体制の整備          | 小児救急医療啓発事業  | 子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。   | 医療整備課  |                    |    |    |    |          | ○ |
| 75       | 66                      | II   | 4        | ①           | 小児医療体制の整備          | 小児救急電話相談事業  | 夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。   | 医療整備課  |                    |    |    |    |          | ○ |
| 76       | 67                      | II   | 4        | ①           | 小児医療体制の整備          | 小児救急医療体制の整備   | 小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子健康手帳別冊で広く情報を提供する。<br><br>1 初期救急医療体制<br>以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。<br>①小児初期救急センター運営事業<br>市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。<br>②小児救急地域医師研修事業<br>小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。<br><br>2 第二次救急医療体制<br>以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。<br>①小児救急医療支援事業<br>原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。<br>②小児救急医療拠点病院運営事業<br>小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。<br><br>3 第三次救急医療体制<br>以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。<br>県こども病院及び各地域の救命救急センター（県救急医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。<br>②小児救命救急センター運営事業<br>原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費についての補助を実施する。 | 医療整備課・児童家庭課<br><br>医療整備課<br><br>医療整備課・病院局経営管理課 |                    |    |    | ○  |          |   |

| 通し<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |             | 事業名              | 事業内容  | 担当課  | 再掲       | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設      | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|-------------------------|-------------------------|------|----------|-------------|------------------|---|--|----------|--------------------|---------|----|----|----------|
|                         |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                  |   |  |          |                    |         |    |    |          |
| 77                      |                         | II   | 4        | ①           | 医師修学資金貸付制度（再掲）   | 安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。 | 医療整備課  | ○        | I-2-②              |         |    |    | ○        |
| 78                      | 68                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | 母子保健指導事業  | 県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。  | 児童家庭課    |                    |         |    |    | ○        |
| 79                      | 69                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | 先天性代謝異常等検査事業  | 先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期に治療を開始することにより、知的障害など心身障害の発生を予防することが可能であるため、新生児期に血液検査を行い、早期発見に努める。   | 児童家庭課    |                    |         |    |    | ○        |
| 80                      | 70                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | 新生児聴覚検査体制整備事業   | 新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障害の早期発見、早期療育体制の推進、整備を図る。   | 児童家庭課    |                    |         |    |    | ○        |
| 81                      | 71                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業   | 小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県慢性特定疾病児童等支援協議会を開催する。小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各健康福祉センター（保健所）において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。 | 疾病対策課    |                    |         | ○  |    |          |
| 82                      | 72                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | 予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保                             | 県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した子どもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用できるよう推進する。  | 疾病対策課    |                    |         |    |    | ○        |
| 83                      | 73                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | アレルギー疾患対策事業   | 千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。千葉県アレルギー相談センター（庁内）において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。                               | 疾病対策課    |                    |         |    |    | ○        |
| 84                      | 74                      | II   | 4        | ②           | 子どもの保健対策の充実      | 移行期医療支援体制整備事業   | 移行期医療を総合的に支援するため、移行期医療支援センターを設置し、小児医療機関や保護者からの相談対応、小児診療科と成人診療科の連携支援、医療関係者に対する研修会の開催等を実施する。   | 疾病対策課    |                    | ○       |    |    |          |
| 85                      | 75                      | II   | 4        | ③           | 食育の推進            | ちば食育活動促進事業  | 主に食育推進体制の整備・運営として「ちば食育ボランティア」及び「ちば食育サポート企業」等の活動促進を図るほか、官民連携による食育活動の展開として食育に関する広報・啓発や「ちば食育推進大会」を実施する。   | 安全農業推進課  |                    |         |    |    | ○        |
| 86                      | 76                      | II   | 4        | ③           | 食育の推進            | 食からはじまる健康づくり事業  | ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施設等の関係機関における連携や、飲食店等における健康な食事の推進・人材育成等を行い、食育活動の充実を支援する。  | 健康づくり支援課 |                    |         | ○  |    |          |
| 87                      | 77                      | II   | 4        | ③           | 食育の推進            | いきいきちばっ子食育推進事業  | 学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の充実を図るために、研究協議会や高等学校と幼小中学校等が連携した事業等を実施する。  | 教育庁保健体育課 |                    |         | ○  |    |          |
| 88                      | 78                      | II   | 4        | ③           | 食育の推進            | 千葉の食文化まるごと体験事業  | 【廃止理由】施設の老朽化により実施が困難となったため。  | 文化振興課    |                    |         |    | ○  |          |
| 89                      | 79                      | II   | 4        | ③           | 食育の推進            | 歯と口の健康週間及び「いい歯の日」普及啓発事業                                       | 歯と口の健康週間（6月4日～10日）、いい歯の日（11月8日）を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。   | 健康づくり支援課 |                    |         |    |    | ○        |
| 90                      |                         | II   | 5        | ①           | 就学前の子どもの教育・保育の充実 | 私立学校経常費補助事業（再掲）   | 私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。  | 学事課      | ○                  | I-2-③   |    |    | ○        |
| 91                      |                         | II   | 5        | ①           | 就学前の子どもの教育・保育の充実 | 子育て支援活動推進事業（再掲）   | 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人幼稚園等に対して助成する。   | 学事課      | ○                  | III-8-③ |    |    | ○        |

| 通し<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |        | 事業名  | 事業内容   | 担当課              | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|-------------------------|-------------------------|------|----------|--------|--|--|------------------|----|--------------------|----|----|----|----------|
|                         |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 |  |  |                  |    |                    |    |    |    |          |
| 92                      |                         | II   | 5        | ①      | 預かり保育推進<br>事業（再掲）                                | 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法<br>人立幼稚園等に対して補助する。   | 学事課              | ○  | Ⅲ-8-③              |    |    |    | ○        |
| 93                      |                         | II   | 5        | ①      | 地域子ども・子<br>育て支援事業<br>（再掲）                        | 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」<br>の促進を図る。<br>・利用者支援事業<br>・延長保育事業<br>・地域子育て支援拠点事業<br>・一時預かり事業<br>・病児保育事業<br>・ファミリー・サポート・センター事業 等   | 児童家庭課・子育て<br>支援課 | ○  | Ⅲ-8-③              |    |    |    | ○        |
| 94                      | 80                      | II   | 5        | ①      | 幼児教育推進事<br>業                                     | 幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを<br>県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研<br>修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育<br>関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の<br>質の向上を図る。   | 教育庁学習指導課         |    |                    |    |    |    | ○        |
| 95                      |                         | II   | 5        | ①      | 子どものための<br>教育・保育給付<br>（再掲）                       | 保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に<br>要する費用を給付する。   | 学事課・子育て支援<br>課   | ○  | Ⅲ-8-①              |    |    |    | ○        |
| 96                      |                         | II   | 5        | ①      | 子育てのための<br>施設等利用給付<br>（再掲）                       | 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保<br>育施設等の利用料を給付する。   | 学事課・子育て支援<br>課   | ○  | I-2-③              |    |    |    | ○        |
| 97                      |                         | II   | 5        | ①      | 自然保育推進事<br>業（再掲）                                 | 子どもを伸びやかに育てる環境を整備し、移住促進<br>を図るほか、千葉県全体の魅力向上を図るために、<br>千葉県の豊かな自然環境を活かして、自然保育を実<br>施する団体を県が認証し支援する。  | 子育て支援課           | ○  |                    | ○  |    |    |          |
| 98                      |                         | II   | 5        | ①      | 保育アドバイ<br>ザー派遣事業<br>（再掲）                         | 県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図<br>るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの<br>科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派<br>遣するもの。  | 子育て支援課           | ○  |                    | ○  |    |    |          |
| 99                      |                         | II   | 5        | ①      | 保育の質の充実<br>に向けた調査事<br>業（再掲）                      | 保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属<br>性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与<br>える要因を分析する。検証・分析結果は県ホーム<br>ページで公表する。  | 子育て支援課           | ○  |                    | ○  |    |    |          |
| 100                     | 81                      | II   | 5        | ②      | 子どもたちの主<br>体的な学び促進<br>事業                         | 小中学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容につ<br>いて、児童・生徒が様々な場面で取り組める学習教<br>材である「ちばっ子チャレンジ100」（小学校）及<br>び「『ちばのやる気』学習ガイド」（中学校）の活<br>用を促進する。   | 教育庁学習指導課         |    |                    |    |    |    | ○        |
| 101                     | 82                      | II   | 5        | ②      | 高等学校と大学<br>の連携の促進                                | 高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大<br>連携」について、全ての地域の県立高校が取り組む<br>とともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レ<br>ベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやす<br>い環境を整備する。  | 教育庁生涯学習課         |    |                    |    |    |    | ○        |
| 102                     | 83                      | II   | 5        | ②      | 子どもの読書活<br>動推進事業                                 | 千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）に基づ<br>き、全ての子どもが、本に親しみながら成長してい<br>くための読書活動を推進する。乳幼児から読書に親<br>しむ機会充実と子どもが自主的に読書に親しむこ<br>とができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓<br>発リーフレットの配布や子ども読書の集い、公共図<br>書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボラン<br>ティアステップアップ講座等を開催する。 | 教育庁生涯学習課         |    |                    |    |    |    | ○        |
| 103                     | 84                      | II   | 5        | ②      | いきいきちばっ<br>子健康・体力つ<br>くりモデルプラ<br>ンの推進            | 子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価する<br>という健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自<br>らの健康と一生は自分で守る気持ちをもたせるた<br>め、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラ<br>ン」を県民に広めるとともに、小・中・義務教育<br>学校・高等学校・特別支援学校における健康づく<br>りを推進する。  | 教育庁保健体育課         |    |                    |    | ○  |    |          |
| 104                     | 85                      | II   | 5        | ②      | いきいきちばっ<br>子コンテスト<br>「遊・友スポー<br>ツランキンギ<br>ちば」の実施 | 体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽<br>しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの<br>運動を行うことにより、積極的な外遊びや運動を奨<br>励するとともに、同じ目標に向かって取り組むこと<br>で好ましい人間関係や社会性を育成することをねら<br>いととしている。また、各学校の記録を公表・表彰<br>し、児童生徒の運動への意欲を高め、子どもたちの<br>体力の向上を図る。         | 教育庁保健体育課         |    |                    |    | ○  |    |          |
| 105                     | 86                      | II   | 5        | ②      | 外国人児童生徒<br>等教育相談員派<br>遣事業                        | 外国人の児童生徒等の母語を理解する者を教員の補<br>助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応<br>指導の充実を図る。  | 教育庁学習指導課         |    |                    |    |    |    | ○        |
| 106                     | 87                      | II   | 5        | ②      | 外国人児童生徒<br>等の教育に関す<br>る連絡協議会の<br>開催              | 日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集<br>まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を<br>行う。  | 教育庁学習指導課         |    |                    |    |    |    | ○        |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                                | 事業内容   | 担当課   | 再掲         | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|------------------------------------|--|---|------------|--------------------|----|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                                    |  |   |            |                    |    |    |    |          |   |
| 107      | 88                      | II   | 5        | ②           | 小学校専科非常勤講師等配置事業                    | 児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うため、県独自に専科教員等を小学校へ配置する。   | 教育庁学習指導課・保健体育課・教職員課   |            |                    | ○  |    |    |          |   |
| 108      | 89                      | II   | 5        | ③           | 道徳教育推進プロジェクト事業                     | 小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。その中で、県内の学校において授業公開を実施するとともに、実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。（心の教育推進キャンペーンから移動） | 教育庁学習指導課  |            |                    | ○  |    |    |          |   |
| 109      | 90                      | II   | 5        | ③           | 親子ふれあいキャンプ                         | 日常生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場としての子育てネットワークの構築を図る。                                     | 教育庁生涯学習課  |            |                    |    |    |    | ○        |   |
| 110      | 91                      | II   | 5        | ③           | さわやかちは県民プラザにおける「学習提供事業」「情報収集・提供事業」 | さわやかちは県民プラザにおける「学習提供事業」の一環としてボランティア体験講座やちば子ども大学事業*を実施し意識の向上を図るほか、「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を活用し、ボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。                                | 教育庁生涯学習課  |            |                    | ○  |    |    |          |   |
| 111      | 92                      | II   | 5        | ③           | 心の教育推進キャンペーン                       | 【廃止理由】Ⅱ-5-③道徳教育推進プロジェクト事業に統合したため。  | 教育庁学習指導課  |            |                    |    |    | ○  |          |   |
| 112      | 93                      | II   | 6        | ①           | 心のバリアフリー推進事業                       | 「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、各種広報活動や啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。  | 健康福祉政策課   |            |                    |    |    |    | ○        |   |
| 113      | 94                      | II   | 6        | ①           | 人権教育の推進                            | (学校)人権教育推進事業   | 学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。  | 教育庁児童生徒安全課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 114      | 95                      | II   | 6        | ①           | 人権教育の推進                            | 社会人権教育指導研修事業   | 社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布する。  | 教育庁生涯学習課   |                    |    |    |    |          | ○ |
| 115      | 96                      | II   | 6        | ①           | 人権教育の推進                            | 子どもの権利ノートの作成   | 「子どもはひとりのかけがえない存在として、生きること(生存)、守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたちに配布する。 | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 116      | 97                      | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 児童虐待死亡ゼロに向けた取組   | 社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進する。  | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 117      | 98                      | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 出産後の訪問支援の強化  | 生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。  | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 118      | 99                      | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 中核市の児童相談所設置に向けた支援  | 船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流など、必要な支援を行う。  | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 119      | 100                     | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 児童相談所虐待防止体制強化事業  | 児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。<br>・子ども家庭110番、電話相談員の配置<br>・児童安全確認等対応職員員の配置<br>・一時保護された児童へのケアの充実<br>・保護者への支援、指導等の強化              | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 120      | 101                     | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 児童相談所専門機能強化事業  | 児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。<br>・児童相談所職員に対する研修の実施<br>・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備                               | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 121      | 102                     | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 児童相談所支援システム整備事業  | 児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。  | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 122      | 103                     | II   | 6        | ②           | 児童虐待防止対策の充実                        | 児童相談所の整備   | 「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の建替等を進める。また、一時保護所の定員超過を解消するため、増設を行う。   | 児童家庭課      |                    |    |    |    |          | ○ |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |        | 事業名                 | 事業内容   | 担当課   | 再掲    | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設    | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|--------|---------------------|--|---|-------|--------------------|-------|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 |                     |  |   |       |                    |       |    |    |          | 頁 |
| 123      | 104                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 市町村をはじめとする関係機関に機能強化のための<br>研修やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な体制<br>の構築を図る。<br>・市町村や教育機関等の関係機関職員に対する研修<br>の実施<br>・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の<br>派遣 | 児童家庭課   |       |                    |       |    |    | ○        |   |
| 124      | 105                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との<br>連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優<br>先とした対応を推進する。   | 県警少年課   |       |                    |       |    |    |          | ○ |
| 125      | 106                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネット<br>ワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等<br>を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等<br>を図る。  | 児童家庭課   |       |                    |       |    |    |          | ○ |
| 126      | 107                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 子どもの心のケアに関する様々な問題に対応するた<br>め、拠点病院を中核としたネットワークを作り、子<br>どもの心のケアに関する支援体制の構築を図る。   | 児童家庭課   |       |                    |       |    |    |          | ○ |
| 127      | 108                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の<br>専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援<br>の充実を図る。   | 教育庁児童生徒安全<br>課  |       |                    |       |    |    |          | ○ |
| 128      | 109                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 児童家庭支援セン<br>ター運営等補助<br>事業  | 地域における児童及びその家庭の福祉の向上を図<br>るため、児童家庭支援センターの運営等に対し補助<br>を行う。   | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 129      |                         | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 子育て世代包括<br>支援センター支<br>援事業（再掲）  | ○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研<br>修<br>子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の<br>専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク<br>者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施す<br>る。  | 児童家庭課 | ○                  | I-2-① |    | ○  |          |   |
| 130      |                         | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | 妊娠SOS相談<br>事業（再掲）  | 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不<br>安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話<br>やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医<br>療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機<br>関へ同行し、相談支援を行う。  | 児童家庭課 | ○                  | I-2-① |    |    |          | ○ |
| 131      | 110                     | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | DV被害者の子<br>どものケア   | DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンター<br>に保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもた<br>ちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習<br>室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充<br>実を図る。   | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 132      |                         | II   | 6        | ②      | 児童虐待<br>防止対策<br>の充実 | DV防止・被害<br>者支援対策（再<br>掲）   | DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実<br>施等により、民間支援団体や企業等と連携して相談<br>窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、<br>高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施す<br>る。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応<br>じ、女性サポートセンター、男女共同参画セン<br>ター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援セ<br>ンターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援<br>を行う。 | 児童家庭課 | ○                  | I-1-① |    |    |          | ○ |
| 133      | 111                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 里親委託を推進<br>する事業  | 里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向<br>上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養育技<br>術の向上（資質向上）、里親の養育に対する支援体<br>制の構築（養育支援）を行う。   | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 134      | 112                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 次世代育成支援<br>対策施設整備交<br>付金事業   | 施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置な<br>ど、子どもの居住環境を改善するための施設整備に<br>対し補助を行う。  | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 135      | 113                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 児童養護施設等<br>の生活向上のた<br>めの環境改善事<br>業   | 児童養護施設等において、入所している子どもの生<br>活環境の向上や安全確保のために必要となる備品の<br>購入や設備の導入・改修などに対し補助を行う。  | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 136      | 114                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 児童養護施設等<br>の職員の資質向<br>上のための研修<br>事業  | 児童養護施設等において、職員の資質向上を図るた<br>めの研修に係る経費に対し補助を行う。   | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 137      | 115                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 基幹的職員研修<br>事業  | 施設に入所している子どもやその家族への支援を向<br>上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイ<br>ザー）を養成するための研修を実施する。  | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 138      | 116                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 乳児院等多機能<br>化推進事業   | 乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中<br>の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所して<br>いる子どもへの医療的なケアの強化を実施する施設<br>に対し支援を行う。  | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |
| 139      | 117                     | II   | 6        | ③      | 社会的養<br>育の推進        | 児童養護施設等<br>体制強化事業  | 児童養護施設等において、人材を確保し、子どもの<br>受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方<br>を職員として雇用する施設に対し補助を行う。   | 児童家庭課 |                    |       |    |    |          | ○ |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                 | 事業内容                                    | 担当課  | 再掲         | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設      | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|---------------------|---|--|------------|--------------------|---------|----|----|----------|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                     |   |  |            |                    |         |    |    |          |
| 140      | 118                     | II   | 6        | ③           | 社会的養育の推進            | 社会的養育自立支援事業                             | 里親や施設から自立する子どもに対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行う。  | 児童家庭課      |                    |         |    |    | ○        |
| 141      | 119                     | II   | 6        | ③           | 社会的養育の推進            | 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業                | 里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。   | 児童家庭課      |                    |         |    |    | ○        |
| 142      | 120                     | II   | 6        | ④           | いじめ防止対策の推進          | いじめ防止対策等推進事業                            | 千葉県いじめ対策基本方針を受け、教職員研修を実施するとともに、啓発資料を作成し、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。また、生徒指導上の問題の早期発見、早期解決のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し連携を図る。  | 教育庁児童生徒安全課 |                    |         |    |    | ○        |
| 143      | 121                     | II   | 6        | ④           | いじめ防止対策の推進          | いのちを大切に<br>するキャンペーン                     | 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にすることを広くむととも<br>に、「いじめや暴力行為等<br>人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進する。                               | 教育庁児童生徒安全課 |                    |         |    |    | ○        |
| 144      |                         | II   | 6        | ④           | いじめ防止対策の推進          | 道徳教育推進プロジェクト事業<br>(再掲)                  | 小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。<br>その中で、県内の学校において授業公開を実施するとともに、実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。 | 教育庁学習指導課   | ○                  | II-5-③  |    | ○  |          |
| 145      |                         | II   | 6        | ④           | いじめ防止対策の推進          | 心の教育推進<br>キャンペーン<br>(再掲)                | 【廃止理由】II-5-③道徳教育推進プロジェクト事業に統合したため。   | 教育庁学習指導課   | ○                  | II-5-③  |    |    | ○        |
| 146      |                         | II   | 6        | ④           | いじめ防止対策の推進          | 情報モラル教育<br>研修への講師派遣<br>事業(再掲)           | 千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。                         | 教育庁児童生徒安全課 | ○                  | III-9-③ |    |    | ○        |
| 147      |                         | II   | 6        | ④           | いじめ防止対策の推進          | 青少年ネット被害<br>防止対策(再掲)                    | 子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロール等の取組みや啓発活動を実施する。   | 県民生活課      | ○                  | III-9-③ |    | ○  |          |
| 148      | 122                     | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 生活困窮者自立<br>支援制度による<br>子どもの学習・<br>生活支援事業 | 生活に困窮する世帯(生活保護を受給する世帯を含む)で暮らす子どもを対象として、学習の支援や居場所の提供などを行う。  | 健康福祉指導課    |                    |         |    |    | ○        |
| 149      | 123                     | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 生活困窮者自立<br>支援制度による<br>自立相談支援事業          | 生活困窮者の抱える様々な相談や課題に一元的に対応し、的確な分析や評価に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整等を行う。  | 健康福祉指導課    |                    |         |    |    | ○        |
| 150      | 124                     | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 生活困窮者自立<br>支援制度による<br>就労支援事業            | 生活困窮者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。  | 健康福祉指導課    |                    |         |    |    | ○        |
| 151      | 125                     | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 生活困窮者自立<br>支援制度による<br>家計改善支援事業          | 生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。   | 健康福祉指導課    |                    |         |    |    | ○        |
| 152      |                         | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 千葉県高等学校<br>等授業料減免制度<br>(再掲)             | 経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。   | 教育庁財務課     | ○                  | I-2-③   |    |    | ○        |
| 153      |                         | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 千葉県公立高等<br>学校専攻科修学<br>支援事業(再掲)          | 経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。   | 教育庁財務課     | ○                  | I-2-③   | ○  |    |          |
| 154      |                         | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 千葉県私立高等<br>学校等授業料減<br>免事業(再掲)           | 経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。  | 学事課        | ○                  | I-2-③   |    |    | ○        |
| 155      |                         | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 千葉県私立高等<br>学校入学金軽減<br>事業(再掲)            | 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。  | 学事課        | ○                  | I-2-③   |    |    | ○        |
| 156      |                         | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 千葉県高等学校<br>等奨学のための<br>給付金事業(再掲)         | 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。  | 学事課・教育庁財務課 | ○                  | I-2-③   |    |    | ○        |
| 157      |                         | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進 | 生活福祉資金<br>(教育支援資金)<br>の貸付(再掲)           | 低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。  | 健康福祉指導課    | ○                  | I-2-③   |    |    | ○        |

| 通し<br>番号<br>(再掲を除く) | 事業<br>番号<br>(再掲を除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                  | 事業内容  | 担当課  | 再掲             | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設      | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |   |
|---------------------|---------------------|------|----------|-------------|----------------------|---|--|----------------|--------------------|---------|----|----|----------|---|---|
|                     |                     | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                      |   |  |                |                    |         |    |    |          |   |   |
| 158                 |                     | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進  | スクールカウ<br>ンセラー・スク<br>ールソーシャル<br>ワーカーの配置<br>(再掲) | 支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウ<br>ンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を<br>有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援<br>の充実に努める。  | 教育庁児童生徒安全<br>課 | ○                  | II-6-②  |    |    |          | ○ |   |
| 159                 |                     | II   | 7        | ①           | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進  | 児童扶養手当の<br>支給(再掲)                               | 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉<br>の増進を図ることを目的として支給する。   | 児童家庭課          | ○                  | I-2-④   |    |    |          |   | ○ |
| 160                 | 126                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | ライフサポート<br>ファイルの普及                              | ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい<br>移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と<br>関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報<br>伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普<br>及を推進する。  | 障害福祉事業課        |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 161                 | 127                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 療育支援コー<br>ディネーターの<br>配置                         | 療育支援に関するケースを管理し、行政から民間ま<br>での医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する<br>「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は<br>市町村ごとを目安に推進する。  | 障害福祉事業課        |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 162                 | 128                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 発達障害児への<br>支援                                   | 千葉県発達障害者支援センター(CAS)におい<br>て、自閉症児等発達障害を有する子ども及びその家<br>族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達<br>障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域<br>性を活かした支援を行う。また、発達障害者地域支<br>援マネージャーをCASに配置し、市町村の発達支<br>援体制整備や事業所等への個別支援等を行う。 | 障害福祉事業課        |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 163                 | 129                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 放課後等デイ<br>サービス等の充<br>実                          | 障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上<br>の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支<br>援を行う。  | 障害福祉事業課        |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 164                 |                     | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 保育士配置改善<br>事業(再掲)                               | 基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市<br>町村を通じて補助する。   | 子育て支援課         | ○                  | III-8-① |    |    |          |   | ○ |
| 165                 | 130                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 放課後児童クラ<br>ブにおける障害<br>児受入推進事業                   | 放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護<br>者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推<br>進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援<br>員等の配置に対し市町村を通じて補助する。  | 子育て支援課         |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 166                 | 131                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 早期の教育相談<br>支援体制の整備                              | 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制<br>を充実させるため、関係機関による地域の相談支援<br>ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要<br>な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」<br>「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が<br>協力を行うなど、適切な就学への支援を行う。                            | 教育庁特別支援教育<br>課 |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 167                 | 132                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 障害児短期入所<br>の充実                                  | 家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病<br>等により一時的に困難になった場合、短期間受け入<br>れる短期入所事業所の拡充を図る。   | 障害福祉事業課        |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 168                 | 133                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 障害児等療育支<br>援事業                                  | 障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障<br>害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、ま<br>た、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支<br>援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生<br>活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談<br>支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福<br>祉の向上を図る。             | 障害福祉事業課        |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 169                 | 134                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 医療的ケア児等<br>総合支援事業                               | 医療的ケア児等の地域での受け入れが広がるよう、安<br>心して利用できる場を確保するために必要な人材を<br>育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置<br>し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を<br>整備する。   | 障害福祉事業課        |                    |         |    | ○  |          |   |   |
| 170                 | 135                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 医療的ケア児保<br>育支援事業                                | 保育所等において医療的ケア児の受け入れを促進す<br>るため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費<br>や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に<br>対し補助する。   | 子育て支援課         |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 171                 | 136                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 特別支援教育経<br>費補助事業                                | 私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行<br>う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に<br>対して補助する。   | 学事課            |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 172                 | 137                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 特別支援学校早<br>期訓練(委託訓<br>練)                        | 障害者高等技術専門学校において、特別支援学校高等<br>部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目<br>的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得<br>を図る。   | 産業人材課          |                    |         |    |    |          |   | ○ |
| 173                 | 138                 | II   | 7        | ②           | 障害のある<br>子ども<br>への支援 | 特別支援教育<br>コーディネ<br>ーター研修の実<br>施                 | 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専<br>門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的<br>機能の一層の充実を図る。また、高等学校におい<br>て、特別支援教育コーディネーターの役割をはじ<br>め、障害の特性や支援のあり方を学ぶとともに、<br>実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育<br>コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。 | 教育庁特別支援教育<br>課 |                    |         |    |    |          |   | ○ |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |        | 事業名                        | 事業内容  | 担当課                 | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|----------|-------------------------|------|----------|--------|----------------------------|---|---------------------|----|--------------------|----|----|----|----------|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 |                            |   |                     |    |                    |    |    |    |          |
| 174      | 139                     | II   | 7        | ②      | 特別支援学校教員企業実習               | 特別支援学校就労支援等教員研修事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就労に関するネットワーク体制の確立及び就労支援の一層の充実を図る。 | 教育庁特別支援教育課          |    |                    |    |    |    | ○        |
| 175      | 140                     | II   | 7        | ②      | 特別支援学校等整備事業                | 特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。  | 教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課 |    |                    |    |    |    | ○        |
| 176      | 141                     | III  | 8        | ①      | 保育所、認定こども園等の整備促進           | 国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 177      | 142                     | III  | 8        | ①      | 保育所整備促進事業                  | 待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。  | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 178      | 143                     | III  | 8        | ①      | 賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業    | 保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のための改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。  | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 179      | 144                     | III  | 8        | ①      | 保育士配置改善事業                  | 基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。  | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 180      | 145                     | III  | 8        | ①      | 保育補助者雇上強化事業                | 保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。  | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 181      | 146                     | III  | 8        | ①      | 認可外保育施設質の確保・向上のための巡回支援指導事業 | 死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。  | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 182      | 147                     | III  | 8        | ①      | 認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業     | 死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 183      | 148                     | III  | 8        | ①      | 子どものための教育・保育給付             | 保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。  | 学事課・子育て支援課          |    |                    |    |    |    | ○        |
| 184      |                         | III  | 8        | ①      | 子育てのための施設等利用給付(再掲)         | 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。  | 学事課・子育て支援課          | ○  | 1-2-③              |    |    |    | ○        |
| 185      | 149                     | III  | 8        | ①      | 保育アドバイザー派遣事業               | 県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派遣するもの。   | 子育て支援課              |    |                    | ○  |    |    |          |
| 186      | 150                     | III  | 8        | ①      | 保育の質の充実に向けた調査事業            | 保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結果は県ホームページで公表する。(令和5年度限りの事業)                                     | 子育て支援課              |    |                    | ○  |    |    |          |
| 187      | 151                     | III  | 8        | ②      | 保育士学修資金等貸付事業               | 保育士の資格取得を目指す学生への学修資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 188      | 152                     | III  | 8        | ②      | 保育士養成施設に対する就職促進支援事業        | 卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 189      | 153                     | III  | 8        | ②      | ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業      | 保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 190      | 154                     | III  | 8        | ②      | 保育士人材確保事業                  | 保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為に研修等を実施する。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 191      | 155                     | III  | 8        | ②      | 千葉県保育士処遇改善事業               | 民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。   | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |
| 192      | 156                     | III  | 8        | ②      | 保育所巡回支援事業                  | 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育内容や保育所運営に係る知識を有する者が、若手保育士及び保育事業者を対象とした巡回(助言)を行う。  | 子育て支援課              |    |                    |    |    |    | ○        |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                         | 事業内容   | 担当課  | 再掲           | 本掲場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設    | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|-----------------------------|--|--|--------------|--------------------|-------|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                             |  |  |              |                    |       |    |    |          |   |
| 193      | 157                     | Ⅲ    | 8        | ②           | 産休等代替職員<br>費補助事業            | 保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。   | 子育て支援課   |              |                    |       |    |    | ○        |   |
| 194      | 158                     | Ⅲ    | 8        | ②           | 保育所保育士等<br>研修事業             | 保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。  | 子育て支援課   |              |                    |       |    |    | ○        |   |
| 195      | 159                     | Ⅲ    | 8        | ②           | 保育士等キャリ<br>アアップ研修事<br>業     | 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。                            | 子育て支援課   |              |                    |       |    |    | ○        |   |
| 196      | 160                     | Ⅲ    | 8        | ②           | 子育て支援員研<br>修                | 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 | 子育て支援課   |              |                    |       |    |    | ○        |   |
| 197      | 161                     | Ⅲ    | 8        | ②           | 保育教諭確保の<br>ための資格取得<br>支援事業  | 幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。   | 学事課、子育て支援課   |              |                    |       |    |    | ○        |   |
| 198      |                         | Ⅲ    | 8        | ②           | 幼児教育推進事<br>業(再掲)            | 幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の質の向上を図る。           | 教育庁学習指導課   | ○            | Ⅱ-5-①              |       |    |    | ○        |   |
| 199      | 162                     | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 地域子ども・子育<br>て支援事業  | 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。<br>・利用者支援事業<br>・延長保育事業<br>・地域子育て支援拠点事業<br>・一時預かり事業<br>・病児保育事業<br>・ファミリー・サポート・センター事業 等                               | 児童家庭課・子育て支援課 |                    |       |    |    | ○        |   |
| 200      | 163                     | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 病児保育施設整<br>備事業   | 市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。  | 子育て支援課       |                    |       |    |    |          | ○ |
| 201      | 164                     | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 預かり保育推進<br>事業  | 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。   | 学事課          |                    |       |    |    |          | ○ |
| 202      |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 療育支援コー<br>ディネーターの<br>配置(再掲)  | 療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は市町村ごとを目安に推進する。  | 障害福祉事業課      | ○                  | Ⅱ-7-② |    |    | ○        |   |
| 203      |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 障害児等療育支<br>援事業(再掲)   | 障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 | 障害福祉事業課      | ○                  | Ⅱ-7-② |    |    | ○        |   |
| 204      |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 医療的ケア児等<br>総合支援事業<br>(再掲)  | 医療的ケア児等の地域での受け入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。   | 障害福祉事業課      | ○                  | Ⅱ-7-② |    | ○  |          |   |
| 205      |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 特別支援教育経<br>費補助事業(再<br>掲)   | 私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。   | 学事課          | ○                  | Ⅱ-7-② |    |    | ○        |   |
| 206      |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 早期の教育相談<br>支援体制の整備<br>(再掲)   | 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。             | 教育庁特別支援教育課   | ○                  | Ⅱ-7-② |    |    | ○        |   |
| 207      |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 多様な子育<br>て支援サ<br>ービスの<br>充実 | 保育士配置改善<br>事業(再掲)  | (障害児を受け入れるため)基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。  | 子育て支援課       | ○                  | Ⅲ-8-① |    |    | ○        |   |

| 通し<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                             | 事業内容  | 担当課      | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|-------------------------|-------------------------|------|----------|-------------|---------------------------------|---|----------|----|--------------------|----|----|----|----------|
|                         |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                                 |   |          |    |                    |    |    |    |          |
| 208                     |                         | Ⅲ    | 8        | ③           | 医療的ケア児保<br>育支援事業（再<br>掲）        | 保育所等において医療的ケア児の受入れを促進する<br>ため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や<br>研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対<br>し補助する。   | 子育て支援課   | ○  | Ⅱ-7-②              |    |    |    | ○        |
| 209                     | 165                     | Ⅲ    | 8        | ③           | 子育て支援活動<br>推進事業                 | 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放<br>など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放する<br>ことを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し<br>て助成する。   | 学事課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 210                     | 166                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後児童クラ<br>ブ整備事業                | 市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの<br>整備（創設・改築・大規模修繕等）に対し補助を行<br>う。  | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 211                     | 167                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後子ども環<br>境整備事業                | 市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施<br>するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設<br>備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、<br>障害のある子どもを受け入れるために必要な改修や<br>設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。  | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 212                     | 168                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後児童健全<br>育成事業                 | 小学校に就学している児童（特別支援学校の小学部<br>の児童を含む）であって、保護者が労働等により昼<br>間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設<br>等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え<br>てその健全な育成を図るため、市町村が実施する事<br>業又は助成する事業に補助を行う。   | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 213                     | 169                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後児童クラ<br>ブ支援事業                | 市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害<br>児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間ア<br>パート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課<br>後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対<br>し補助を行う。   | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 214                     | 170                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後児童支援<br>員キャリアアッ<br>プ処遇改善事業   | 放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に<br>必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。  | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 215                     | 171                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後児童支援<br>員認定資格研修<br>事業        | 放課後児童支援員となるための認定研修を実施す<br>る。  | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 216                     | 172                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後児童支援<br>員等資質向上研<br>修事業       | 放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子<br>供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修<br>を実施する。  | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 217                     | 173                     | Ⅲ    | 8        | ④           | 放課後子供教室<br>推進事業                 | 子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体<br>験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、<br>放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全<br>ての児童を対象として、学習や体験、地域住民との交<br>流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営<br>に関する経費に対して助成する。また、放課後児童<br>クラブとの一体的な実施及び運営のための指導ス<br>タッフ等の研修会を実施する。 | 教育庁生涯学習課 |    |                    |    | ○  |    |          |
| 218                     | 174                     | Ⅲ    | 8        | ⑤           | 企業参画<br>による子<br>育て支援            | 子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等<br>様々なサービスを受けられる優待カード「チーバ<br>ス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援す<br>る気運の醸成を図る。   | 子育て支援課   |    |                    |    | ○  |    |          |
| 219                     | 175                     | Ⅲ    | 8        | ⑤           | 企業参画<br>による子<br>育て支援            | 専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売<br>上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県<br>の子育て応援事業に活用する。  | 子育て支援課   |    |                    |    |    |    | ○        |
| 220                     | 176                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>きる環<br>境の整<br>備 | 住宅確保に配慮が必要な低額所得者、高齢者、障害<br>者、子育て世帯などに対し、低廉な家賃の賃貸住宅<br>を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を<br>図る。  | 住宅課      |    |                    |    | ○  |    |          |
| 221                     | 177                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>きる環<br>境の整<br>備 | 子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、<br>入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう<br>配慮する。   | 住宅課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 222                     | 178                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>きる環<br>境の整<br>備 | 高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保<br>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する<br>ため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あし<br>ん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。   | 住宅課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 223                     | 179                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>きる環<br>境の整<br>備 | 「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の<br>募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提<br>供を行う。   | 住宅課      |    |                    |    |    |    | ○        |
| 224                     | 180                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>きる環<br>境の整<br>備 | 県民一人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるま<br>ちづくりを進めるため、「千葉県建築物ユニバーサ<br>ルデザイン整備指針」を活用した普及啓発、ユニ<br>バーサルデザインに配慮した建築物の表彰や事例の<br>情報提供等を行う。  | 建築指導課    |    |                    |    |    |    | ○        |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                                | 事業内容  | 担当課  | 再掲       | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|------------------------------------|---|--|----------|--------------------|----|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                                    |   |  |          |                    |    |    |    |          |   |
| 225      | 181                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 保育所等の耐震<br>化の推進                    | 私立保育所等の改築や大規模修繕による耐震化整備<br>費に対して助成し、保育所の耐震化整備を促進す<br>る。   | 子育て支援課   |          |                    |    |    |    | ○        |   |
| 226      | 182                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 公共交通機関等<br>のバリアフリー<br>化の推進         | 妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公<br>共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整<br>備を支援する。   | 交通計画課  |          |                    |    |    |    | ○        |   |
| 227      | 183                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 福祉のまちづく<br>りの推進                    | 千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設<br>等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基<br>準に適合した施設等へ適合証を交付する。   | 健康福祉指導課、建<br>築指導課  |          |                    |    |    |    | ○        |   |
| 228      | 184                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 歩行者の安全を確保するため、歩道と車道の段差を<br>縮小する等、バリアフリー新法に対応した歩道整備<br>を推進する。<br>また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地<br>中化することによりバリアフリー化された歩行空間<br>の確保を推進する。 | 道路環境課  |          |                    |    | ○  |    |          |   |
| 229      | 185                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | ちばバリアフ<br>リーマップの充<br>実  | 高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に<br>参加できるように、公共的施設などのバリアフリー<br>情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実<br>を図る。  | 健康福祉指導課  |                    |    |    |    |          | ○ |
| 230      | 186                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 河川環境の整備<br>と保全  | 河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の<br>削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多<br>自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤い<br>のある川づくりを推進する。また、水辺空間や歴史<br>的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれ<br>あいの場」の創出を推進する。                            | 河川環境課    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 231      | 187                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 海岸整備の推進   | 自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全<br>と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備<br>を推進する。   | 河川整備課    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 232      | 188                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 良好な景観形成<br>の推進  | 良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景<br>観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事<br>業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を<br>促進するため景観セミナーを開催するとともに、市<br>町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政<br>団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提<br>供を行うことにより支援する。 | 公園緑地課    |                    |    |    |    |          | ○ |
| 233      | 189                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | さとやま整備・<br>活用促進事業   | 森林整備活動を実施する市民活動団体や企業等への<br>支援や親子連れでも参加できる自然体験会等のイベ<br>ントを開催する。   | 森林課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 234      | 190                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 緑化推進事業  | 森林環境教育等の活動を実施する「みどりの少年<br>団」の育成を支援することにより、子どもが森林・<br>緑と触れ合う場を設ける。  | 森林課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 235      | 191                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 千葉フィールド<br>ミュージアム事<br>業   | 現場（山・川・海）で自然と文化に直接ふれあい、<br>親しみ、学ぶ機会を提供する博物館活動で、郷土の<br>多様な魅力の再認識につなげるとともに、それを守<br>り育む地域づくりも支援する。  | 文化振興課    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 236      | 192                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 県民の森事業  | 県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青<br>少年の健全な育成に寄与する。  | 森林課      |                    |    |    |    |          | ○ |
| 237      | 193                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 学校音楽鑑賞教<br>室  | 次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏<br>を鑑賞する機会を提供するため、プロオーケストラ<br>を学校に派遣し演奏会を実施する。   | 文化振興課    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 238      | 194                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 伝統芸能・洋楽<br>～ふれあい体<br>験事業  | 伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるととも<br>に、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等<br>を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行<br>う。   | 文化振興課    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 239      | 195                     | Ⅲ    | 9        | ①           | 安心して<br>子育てで<br>できる環<br>境の整備       | 自然保育推進事<br>業  | 子どもを伸びやかに育てる環境を整備し、移住促進<br>を図るほか、千葉県全体の魅力向上を図るために、<br>千葉県の豊かな自然環境を活かして、自然保育を実<br>施する団体を県が認証し支援する。  | 子育て支援課   |                    |    | ○  |    |          |   |
| 240      | 196                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 防犯ボックス設<br>置の促進   | 地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地<br>域づくりを進めるため、市町村が主体となり、地域<br>の実情に沿って設置する防犯ボックス事業への支援<br>を行う。  | くらし安全推進課 |                    |    |    |    |          | ○ |
| 241      | 197                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 自主防犯団体の<br>活動の促進  | 地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている防犯パト<br>ロール隊の取組を促進するため、市町村が行うパト<br>ロール資機材の支援に補助を行う。<br>また、自主防犯団体が抱える課題について議論し、<br>活性化に向けた方策の提案などを行う交流大会を開<br>催する。   | くらし安全推進課 |                    |    |    |    |          | ○ |

| 通し<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                                | 事業内容  | 担当課  | 再掲                                  | 本掲場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|-------------------------|-------------------------|------|----------|-------------|------------------------------------|---|--|-------------------------------------|--------------------|----|----|----|----------|
|                         |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                                    |   |  |                                     |                    |    |    |    |          |
| 242                     | 198                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 防犯に配慮した<br>住宅の普及                                | 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及を図る。   | 住宅課                                 |                    |    |    |    | ○        |
| 243                     | 199                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 市町村防犯カメ<br>ラ等設置事業補<br>助                         | 道路などの生活空間での犯罪を防止するため、市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助をはじめ、商店街、自治会等による防犯カメラの設置に向けた支援を行う。   | くらし安全推進課                            |                    |    |    |    | ○        |
| 244                     | 200                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 犯罪情報等の提<br>供                                    | 地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。   | 県警生活安全総務課                           |                    |    |    |    | ○        |
| 245                     | 201                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 「地域の連携の<br>場」における犯<br>罪等の防止に配<br>慮した環境改善<br>の促進 | 学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路や子どもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、子どもの安全確保を図る。   | 県警生活安全総務課                           |                    |    |    |    | ○        |
| 246                     | 202                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 多様な担い手<br>による見守り活<br>動の拡充及び活<br>性化の促進           | 郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながら子どもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。   | 県警生活安全総務課                           |                    |    |    |    | ○        |
| 247                     | 203                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 子どもが犯罪<br>の被害に遭わ<br>ないよう<br>の防犯講話等<br>の推進       | 学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。  | 県警生活安全総務課                           |                    |    |    |    | ○        |
| 248                     | 204                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 学校等とのネッ<br>トワークの構築<br>と不審者情報等<br>の共有体制の確<br>立   | 学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等を結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。   | 県警生活安全総務課                           |                    |    |    |    | ○        |
| 249                     | 205                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 学校安全教室の<br>開催                                   | 教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識の高揚を図る。<br>また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。                             | 教育庁児童生徒安全課                          |                    |    |    |    | ○        |
| 250                     | 206                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 交通安全施設整<br>備事業                                  | 交通の安全と円滑を確保するため、信号機、交通規制標識、道路標示、交通管制機器の効果的な整備を推進する。生活道路、通学路等においては、交通事故防止対策、通過交通抑制対策の一環としてゾーン30プラスの整備を推進するほか、バリアフリーも念頭に置いた歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等を推進する。 | 県警交通規制課                             |                    |    | ○  |    |          |
| 251                     | 207                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 子供たちへの交<br>通安全教育の推<br>進                         | 心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安全教育を推進する。  | くらし安全推進課・<br>教育庁児童生徒安全<br>課・県警交通総務課 |                    |    |    |    | ○        |
| 252                     | 208                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | スクール・サ<br>ポーター制度の<br>活用                         | スクール・サポーターが、問題行動生徒への対応に苦慮する学校への支援をはじめ、非行防止、健全育成及び学校の安全対策に関する各種支援活動を行う。   | 県警少年課                               |                    |    |    |    | ○        |
| 253                     | 209                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 青少年の社会環<br>境づくり事業                               | 青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施、有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に有害な環境の浄化に努める。  | 県民生活課                               |                    |    | ○  |    |          |
| 254                     | 210                     | Ⅲ    | 9        | ②           | 子どもを<br>犯罪や事<br>故から守<br>る対策の<br>推進 | 青少年補導セン<br>ター事業                                 | 青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。また、青少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。                         | 県民生活課                               |                    |    | ○  |    |          |
| 255                     | 211                     | Ⅲ    | 9        | ③           | 情報化社<br>会への対<br>応                  | 青少年ネット被<br>害防止対策                                | 子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロール等の取組みや啓発活動を実施する。   | 県民生活課                               |                    |    | ○  |    |          |
| 256                     | 212                     | Ⅲ    | 9        | ③           | 情報化社<br>会への対<br>応                  | 性的被害を中<br>心とした福祉犯<br>罪の取締り強化                    | インターネット利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。  | 県警少年課                               |                    |    |    |    | ○        |
| 257                     | 213                     | Ⅲ    | 9        | ③           | 情報化社<br>会への対<br>応                  | フィルタリン<br>グの普及促進に<br>向けた広報啓発<br>活動              | 有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動を推進する。   | 県警少年課                               |                    |    |    |    | ○        |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲を<br>除く) | 施策番号 |          |             | 事業名                                  | 事業内容  | 担当課                    | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |
|----------|-------------------------|------|----------|-------------|--------------------------------------|---|------------------------|----|--------------------|----|----|----|----------|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性<br>頁 |                                      |   |                        |    |                    |    |    |    |          |
| 258      | 214                     | Ⅲ    | 9        | ③           | サイバー犯罪を<br>抑止するための<br>防犯講話の推進        | 各種学校、自治体、地域住民等に対して、出前式講<br>話「ネット安全教室」を通じ、インターネットを利用<br>する上での規範意識の向上を図る。   | 県警サイバー犯罪対<br>策課        |    |                    |    |    |    | ○        |
| 259      | 215                     | Ⅲ    | 9        | ③           | 情報モラル教育<br>研修への講師派<br>遣事業            | 千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネッ<br>トいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情<br>報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止<br>を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法<br>を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことがで<br>きよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣す<br>る。                                       | 教育庁児童生徒安全<br>課         |    |                    |    |    |    | ○        |
| 260      | 216                     | Ⅲ    | 9        | ④           | ファミリー・サ<br>ポート・セン<br>ター事業            | 地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、<br>保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会<br>員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サ<br>ポート・センター事業を促進する。  | 子育て支援課                 |    |                    |    |    |    | ○        |
| 261      |                         | Ⅲ    | 9        | ④           | 子育て支援活動<br>推進事業（再<br>掲）              | 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放<br>など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放す<br>ることを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対<br>して助成する。   | 学事課                    | ○  | Ⅲ-8-③              |    |    |    | ○        |
| 262      | 217                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 地域ととも<br>にある学校<br>づくり推<br>進支援事業      | 未来を担う子どもたちを健やかに育むため、地域と<br>学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成<br>長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を<br>推進するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働<br>活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々<br>な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目<br>指し、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働<br>本部」の整備を推進する。 | 教育庁生涯学習課               |    |                    |    | ○  |    |          |
| 263      | 218                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 「コミュニ<br>ティ・スク<br>ール」設置推<br>進事業      | 保護者や地域住民が一定の権限を持って学校の運営<br>とそのために必要な支援について協議する「学校運<br>営協議会」を県立学校に設置し、地域と一体となっ<br>て子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」<br>を推進する。  | 教育庁生涯学習課               |    |                    |    | ○  |    |          |
| 264      | 219                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 「学校を核とし<br>た県内1000<br>か所ミニ集<br>会」の実施 | 県内の公立小・中・義務・高・特別支援学校が、地<br>域に開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築<br>を図るため、学校と地域住民等が学校・家庭・地域<br>の様々な教育課題について、本音で語り合うミニ集<br>会を開催する。   | 教育庁生涯学習課               |    |                    |    |    |    | ○        |
| 265      | 220                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 県立学校の開放<br>の推進                       | 県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するた<br>め、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行<br>い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、<br>県立学校における開かれた学校づくりを進める。  | 教育庁生涯学習課・<br>生涯スポーツ振興課 |    |                    |    | ○  |    |          |
| 266      |                         | Ⅲ    | 9        | ④           | 放課後子供教室<br>推進事業（再<br>掲）              | 子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体<br>験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、<br>放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全て<br>の児童を対象として、学習や体験・地域住民との交<br>流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営<br>に関する経費に対して助成する。また、放課後児童<br>クラブとの一体的な実施及び運営のための指導ス<br>タッフ等の研修会を実施する。 | 教育庁生涯学習課               | ○  | Ⅲ-8-④              |    | ○  |    |          |
| 267      | 221                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 家庭教育支援<br>チーム設置推<br>進事業              | 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など<br>により、子育て中の保護者が孤立することを防ぐた<br>め、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づ<br>くり、②保護者の学びの場の提供、③訪問型家庭<br>教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置す<br>る市町村を支援する。   | 教育庁生涯学習課               |    |                    |    |    |    | ○        |
| 268      | 222                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 親子力アップい<br>いき子育て広<br>場               | 家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、<br>子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに<br>関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親子力<br>アップいきいき子育て広場」の充実により、個々の<br>家庭の教育力向上を目指す。また、家庭教育支援に<br>係る各種研修会等で本事業のリーフレットを配布<br>し、活用に向けて周知理解を図る。                         | 教育庁生涯学習課               |    |                    |    | ○  |    |          |
| 269      | 223                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 企業における家<br>庭教育支援講座                   | 県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭<br>教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子<br>育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣<br>を行う。  | 教育庁生涯学習課               |    |                    |    |    |    | ○        |
| 270      | 224                     | Ⅲ    | 9        | ④           | 多様な主体と連<br>携した青少年健<br>全育成の事業         | 青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い<br>視野を持ち、未来の社会の担い手として健やかに成<br>長するよう、青少年相談員、青少年育成団体、青少<br>年健全育成市町村民会議、青少年育成指導者等と連<br>携を図りながら青少年の健全育成に関する事業を展<br>開する。   | 県民生活課                  |    |                    |    | ○  |    |          |

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号<br>(再掲<br>を除く) | 施策番号 |          |        |                                       | 事業名  | 事業内容  | 担当課 | 再掲 | 本拠場所<br>※再掲の<br>場合 | 新設 | 変更 | 廃止 | 更新<br>なし |   |
|----------|-------------------------|------|----------|--------|---------------------------------------|--|---|-----|----|--------------------|----|----|----|----------|---|
|          |                         | 柱    | 施策<br>の柱 | 施策の方向性 | 頁                                     |  |   |     |    |                    |    |    |    |          |   |
| 271      | 225                     | Ⅲ    | 9        | ④      | 地域に<br>関わる<br>様々な<br>主体と<br>の連携<br>促進 | 当事者、民生委員・児童委員、ボランティア団体（ボランティア連絡協議会）、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療・福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校等、その他の福祉分野に限らない様々な地域福祉の担い手が分野横断的なネットワークを構成し、県域や市町村域などの各区域における地域福祉活動をそれぞれの職種を持つノウハウで支援する組織（「地域福祉フォーラム」）の設置を支援する。 | 健康福祉指導課   |     |    |                    |    |    |    | ○        |   |
| 272      | 226                     | Ⅲ    | 9        | ④      | ボランティアの<br>振興                         | ボランティアリーダー等の養成、ボランティアグループ等の組織化への支援、児童・生徒の福祉活動体験、高齢者のボランティアに対する支援などを推進する。また、いつでも誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備を構築し、地域に眠るボランティアニーズを掘り起こし、ボランティアと結びつけることで、地域福祉を推進していく。                             | 健康福祉指導課   |     |    |                    |    |    |    | ○        |   |
| 273      | 227                     | Ⅲ    | 9        | ④      | 分野を越えた<br>ネットワークづ<br>くりと社会資源<br>の創出   | 中核地域生活支援センター事業を通じ、市町村をはじめとする公的機関、福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関、当事者グループなどの関係者や、関係機関を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また、個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関や関係者と問題意識を共有するとともに、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。          | 健康福祉指導課   |     |    |                    |    |    |    | ○        |   |
| 274      | 228                     | Ⅲ    | 9        | ④      | 地域<br>の力を<br>活用し<br>た子育<br>て支援<br>の充実 | 地域福祉の推進に向け、ソーシャルワーク（個別支援）とコミュニティワーク（地域支援）を総合的にコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成が必要であり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの既存の福祉資源を活用し、知識や技術の普及に努め、CSWの育成を進める。   | 健康福祉指導課   |     |    |                    |    |    |    | ○        |   |
| 275      | 229                     | Ⅲ    | 9        | ④      | 地域<br>の力を<br>活用し<br>た子育<br>て支援<br>の充実 | 外国人県民が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。  | 国際課   |     |    |                    |    | ○  |    |          |   |
| 276      | 230                     | Ⅲ    | 9        | ④      | 地域<br>の力を<br>活用し<br>た子育<br>て支援<br>の充実 | 外国語による生活情報提供事業【外国語による情報提供事業】   | 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載する。 | 国際課 |    |                    |    |    |    |          | ○ |